その他資料：教育委員会

第 15 回本部員会議資料
令和２年５月 26 日
教育委員会事務局

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルについて（報告）

【要旨】

５月２２日に**文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について」の事務連絡**があり、**地域の感染レベルを１～３に区分し、レベルに応じて「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準**（身体的距離の確保や教科活動、部活動等の行動基準）**が提示**されました。

教育委員会としては、**本県の感染レベルについて、感染観察都道府県に該当すること等を踏まえて「レベル１」と位置付け**、５月 25 日付けで各県立学校等に対して通知しました。

これまでも、各学校の実態等を踏まえ対応してきたところですが、**今後も本マニュアルを踏まえ適切に対応**していくこととします。

１　「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の概要

（１）　５月２２日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の事務連絡において、**「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について」**が示されたところ。

（２）　**地域の感染レベルを１～３に区分し、レベルに応じて「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を提示**している。

（行動基準の例）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル３ （特定（警戒）都道府県）	できるだけ２m程度 （最低１m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル２ （感染拡大注意都道府県）	できるだけ２m程度 （最低１m）	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル１ （感染観察都道府県）	１mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施

（３）　どの感染レベルに該当するかは、児童生徒及び教職員の生活圏における感染状況に基づき、**５月１４日の専門家会議提言における区分（①特定警戒都道府県、②感染拡大注意都道府県、③感染観察都道府県）を参考**に地方自治体の衛生主管部局と相談の上、**学校の設置者が判断**することとなる。

２　今後の対応について

教育委員会としては、**本県の感染レベルについて、感染観察都道府県に該当すること等を踏まえて「レベル１」と位置付け**、５月 25 日付けで各県立学校等に対して通知したところであり、**今後も本マニュアルを踏まえて学校教育活動を実施**していく。

教　学　号　外
令和２年５月25日

各県立学校長　様

学校教育課総括課長
保健体育課総括課長

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～について

このことについて、別添（写）のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知（以下「本マニュアル」という）がありました。

本マニュアルにおいては、地域レベルに応じた行動基準が提示されており、本県がどの感染レベルに該当するかは、児童生徒及び教職員の生活圏における感染状況に基づき、５月14日の国の新型コロナウイルス感染症専門家会議提言における区分（①特定警戒都道府県、②感染拡大注意都道府県、③感染観察都道府県）を参考に地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者が判断することとなりますが、県教育委員会としては、本県の感染レベルについて、感染観察都道府県に該当すること等を踏まえて「レベル１」と位置付けることとします。

各学校においては、これまでも別紙資料で示しているとおり、各学校の実態等を踏まえ対応していただいているところであり、今後も本マニュアルを踏まえ、適切に対応願います。

なお、今後、児童生徒や教職員に感染者が確認された場合等には、４月23日付け教育長通知「臨時休業措置の基本的な考え方等について」等に基づき、県立学校の臨時休業措置について判断することとなります。

また、今後の地域における感染状況等を踏まえ、感染レベルを変更することや県としての新たな留意事項を示すこと等がある旨、申し添えます。

記

送付文書

１　学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について（写）

２　別添資料１～６

３　学校現場における新型コロナウイルス感染症対策等について（別紙資料）

【担当】

高校教育に関すること	学校教育課高校教育担当 (TEL:019-629-6140)
特別支援教育に関すること	学校教育課特別支援教育担当 (TEL:019-629-6142)
健康・安全管理等に関すること	保健体育課学校健康安全担当 (TEL:019-629-6188)
部活動等に関すること	保健体育課学校体育担当 (TEL:019-629-6190)